平成２１年（フ）第４３４号
兵庫県朝来市生野町円山789番地17
債務者　友成　奈美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４３７号
兵庫県姫路市広畑区西蒲田572番地４
債務者　立石　由佳
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４４８号
兵庫県加古川市志方町上冨木345番地の２　サンフラワーハイツ18号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町北在家692番地の10
債務者　松田　庸一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４６５号
兵庫県姫路市新在家３丁目１番24号
債務者　竹原　秀樹
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７０号
兵庫県加古川市加古川町溝之口151番地の１　エンブレイス加古川217号
債務者　桐田　裕子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４７１号
大阪府高槻市萩之庄５丁目20番２―105号
債務者　片岡　由香（旧姓桐田）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９４７号
広島市安佐南区上安４丁目３番９号
債務者　竹岡　秀幸
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４３号
広島県安芸郡坂町平成ヶ浜２丁目２番88―103号
債務者　濱本　勝則
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０４５号
広島市安佐南区八木３丁目７番12―102号
債務者　多田　敏美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１０５号
広島県安芸郡海田町蟹原１丁目９―18、住民票上の住所広島県三原市大和町下徳良1923番地
債務者　金行　真理
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７号
愛媛県伊予市八倉906番地５　伊予病院４階西423号室、住民票上の住所愛媛県西予市宇和町岩木1008番地
債務者　二宮　伸弘
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２４３号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目４番62号　フローレンスタウン華Ａ１号、住民票上の住所福岡県久留米市東櫛原町256番地１　プレステージ百年公園303号
債務者　馬場　秀人
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２６９号
福岡県久留米市藤光町925番地526
債務者　木下　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２８０号
福岡県久留米市善導寺町与田92番地４
債務者　菊次　圭子（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２８９号
福岡県久留米市大石町353番地１　出島団地１棟203号
債務者　竹尾　敏行
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２９５号
福岡県久留米市南１丁目７番１―801号
債務者　原　　修
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６４号
福岡県柳川市佃町50番地５　市営住宅鳥の水団地17号
債務者　松竹千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
福岡県大川市大字道海島346番地１　道海島団地８―306号、住民票上の住所福岡県大川市大字向島1991番地５
債務者　梅崎美千代
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係